

# 診療報酬改正により当院の選定療養費が変わります

## 初診及び再診時にかかる

### 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

令和4年度の診療報酬改正により、紹介状なしで受診する場合にご負担していただく選定療養費の金額及び取り扱いが令和4年10月1日から下記のとおり改正されますので、お知らせいたします。

#### 【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく選定療養費が下記の金額に変更となります。また、選定療養費をご負担いただいた場合は保険診療の初診料から200点を控除いたします。

初診時 選定療養費	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
	5,000円（消費税込）	7,700円（消費税込）

※初診に関する「選定療養費」をご負担いただく必要のない方

- ・ 紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ・ 緊急の場合（救急車での搬送など）その他やむを得ない場合
- ・ 生活保護法の医療扶助、特定の疾患等の各種公費を受給されている方
- ・ 健康診断の結果を受けて精密検査及び治療の目的で受診される方
- ・ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該医療機関が外来診療を実質的に担っている（脳神経内科・小児科・精神科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科）を受診される方 など

当院を受診される場合は、かかりつけ医などの紹介状を持参いただきますようお願いいたします。

#### 【再診時】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、下記の金額をご負担いただくこととなります。

再診時 選定療養費	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
	2,500円（消費税込）	3,300円（消費税込）

上記につきましては、令和4年10月1日からの取扱とさせていただきます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。